

【監理団体の許可取消しの内容】

1 監理団体の許可取消を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合クリエイティブ・ネット
- (2) 代表者職氏名：代表理事 民輪 聡宏
- (3) 所在地：兵庫県加西市国正町 563

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 37 条第 1 項第 1 号等の規定に基づき平成 30 年 12 月 27 日をもって監理団体の許可を取り消すこと。

3 処分理由

協同組合クリエイティブ・ネットは、外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったため、技能実習法第 39 条第 3 項の基準を満たさず、また同法第 26 条第 4 号に当たるものとして、同法第 37 条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号に規定する監理団体の許可の取消し事由に該当することとなった。